

確 約 書

[村田 竜三] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式[1,800]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都練馬区 [REDACTED]
(氏 名) 村田 竜三



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[小川典男] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式[2,000,]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県静岡市 [REDACTED]
(氏 名) 小川 典男 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[岩崎秀樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式[2000]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 岩崎 秀樹

(印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔西田和弘〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式[300]株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

千葉県習志野市
西田和弘



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[川 淵 将 凱] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 兵庫県伊丹市 [REDACTED]
(氏 名) 川 淵 将 凱



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

「日永健一」(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県川口市 [REDACTED]
(氏 名) 日永健一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山元直樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府 堺市 [REDACTED]
(氏 名) 山元直樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[柳澤幸兵] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市 [REDACTED]
(氏 名) 柳澤幸兵



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[橋本英明] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪市 [REDACTED]
(氏 名) 橋本英明 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[木谷 脩] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県日立市 [REDACTED]
(氏 名) 木 谷 脩 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[高橋宣光] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式500株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県磐田市 [REDACTED]
(氏 名) 高橋 宣光 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[阪田雅史] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 阪田雅史 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[松倉史明] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都文京区
(氏 名) 松倉史明

東京都文京区 [REDACTED]
松倉史明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[遠藤 紘太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都府中市 [REDACTED]
(氏 名) 遠藤 紘太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔谷口恵大〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 谷 口 恵 大



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[西村 朝予] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 西村 朝予 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[播磨紀彦] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 播 磨 紀 彦 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[森中 敦司] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 森中 敦司



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[瀧島博和 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)] は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都港区
(氏 名) 瀧島博和



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔吉岡 知也〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

吉岡 知也
[住所] [氏名]



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[菊地 佑太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式500株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪市 [REDACTED]
(氏 名) 菊地 佑太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[香木 康介] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 北海道札幌市 [REDACTED]
(氏 名) 香木 康介



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[田中 健賢] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県笠間市 [REDACTED]
(氏 名) 田中 健賢



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[青木 美帆] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県つくば市 [REDACTED]
(氏 名) 青木 美帆



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高木 陽子] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県柏市 [REDACTED]
(氏 名) 高木 陽子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[金谷 雄太] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)

(氏 名)

茨城県ひたすなか市

金谷 雄太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル

(名 称) 株式会社ジェイテック

(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[石川 淳] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

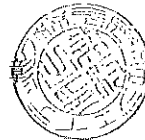
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 石川 淳



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 章



確 約 書

[佐藤 正博] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県蓮田市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 正博 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[長谷川 広樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県土浦市 [REDACTED]
(氏 名) 長谷川 広樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[神野 翔大] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県 市 [REDACTED]
(氏 名) 神野 翔大



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[豊田 周作] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 栃木県芳賀郡 [REDACTED]
(氏 名) 豊田 周作



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[佐藤秀斗] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 秀斗



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[瀬能 正弘] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都昭島市 [REDACTED]
(氏 名) 瀬能 正弘 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔藤原克樹〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 群馬県太田市 [REDACTED]
(氏 名) 藤原克樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[打田 修] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

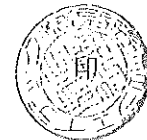
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県さいたま市 [REDACTED]
(氏 名) 打田 修



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[小島 康行] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都文京区 [REDACTED]
(氏 名) 小島 康行 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[町田 祐輔] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 長野県上田市 [REDACTED]
(氏 名) 町田 祐輔



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[相原正治] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県川崎市 [REDACTED]
(氏 名) 相原正治 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[李 東 一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県戸田市 [REDACTED]
(氏 名) 李 東 一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[田本建二] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

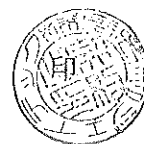
第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県四街道市 [REDACTED]
(氏 名) 田本 建二 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[藤嶋法康 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。


第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

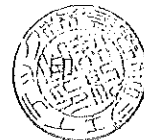
2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

東京都町田市

藤嶋法康 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[相原 卓也] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県千葉市 [REDACTED]
(氏 名) 相原 卓也



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[上里 佑馬] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都国分寺市 [REDACTED]
(氏 名) 上里 佑馬 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[佐藤 凌太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。



第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県藤沢市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 凌太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本  

確 約 書

[中島 勝良] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市 [REDACTED]
(氏 名) 中島 勝良



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔田邊恭弘〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 山梨県甲斐市 [REDACTED]
(氏 名) 田邊 恭弘



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔西山直樹〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 横濱市 [REDACTED]
(氏 名) 西山直樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[大石 航] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 大石 航 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[澤野 昇] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 澤野 昇



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[北原和希] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 北原和希



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[鈴木 健司] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

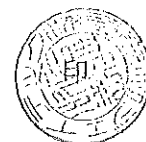
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 鈴木 健司



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[水上智貴] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 水上智貴



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[白井 努] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

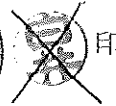
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 白井 努



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[石川 勝乙] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 石川 勝乙



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[川瀬 由祐] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 川瀬 由祐



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[松島 努] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 松島 努



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[安形 和晃] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 安形 和晃 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[渥美 範幸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県湖西市 [REDACTED]
(氏 名) 渥美 範幸 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[堀 順一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。



第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 堀 順一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本  

確 約 書

[福田 圭佑] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 福田 圭佑 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[日下部 健一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県静岡市清水区 [REDACTED]
(氏 名) 日下部 健一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[菅田 徳敬] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

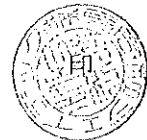
甲 (住 所)
(氏 名)

静岡県浜松市

菅田 徳敬



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[工藤 隆彰] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 工藤 隆彰



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

藤原貴彦] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 藤原貴彦 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[小塚 忠] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県豊明市 [REDACTED]
(氏 名) 小塚 忠



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[浅田 章人] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県一宮市 [REDACTED]
(氏 名) 浅田 章人 印 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 印 

確 約 書

[佐藤 孝] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 名古屋市中区 [住所] [住所]
(氏 名) 佐藤 孝 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[松本雄一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

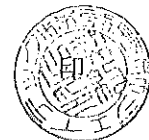
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 山梨県山梨市 [REDACTED]
(氏 名) 松本 雄一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[伊藤 匠海] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。



第4条 甲は、東証の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区 [REDACTED]
(氏 名) 伊藤 匠海 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック 
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[不村壽伸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県小牧市 [REDACTED]
(氏 名) 不村壽伸 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[亀井 正典] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都東区 [REDACTED]
(氏 名) 亀井 正典



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[金元幸太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

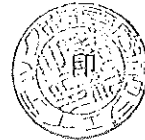
2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

愛知県名古屋市中区
金元幸太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高橋 徳貴] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県東海市 [住所] [住所]
(氏 名) 高橋 徳貴 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[横田伸治] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 愛知県羽島市 [住所] [住所]
(氏 名) 横田 伸治 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[高尾美徳] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 奈良県奈良市 [REDACTED]
(氏 名) 高尾美徳 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[百瀬 広靖] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪市 [REDACTED]
(氏 名) 百瀬 広靖



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【藤本 慎太郎】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 兵庫県神戸市 [REDACTED]
(氏 名) 藤本 慎太郎



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[立本 佳祐] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 滋賀県彦根市 [REDACTED]
(氏 名) 立本 佳祐



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[野 裕 樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府池田市 [REDACTED]
(氏 名) 野 裕 樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔野村香奈〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府高槻市 [REDACTED]
(氏 名) 野村香奈 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 印



確 約 書

[草野真人] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府吹田市 [REDACTED]
(氏 名) 草野真人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔山本 雅規〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府高槻市 [REDACTED]
(氏 名) 山本 雅規 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[中村 敬三] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府堺市 [REDACTED]
(氏 名) 中村 敬三 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[宮之前 入地] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 滋賀県草津市 [REDACTED]
(氏 名) 宮之前 入地 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[幸田英樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

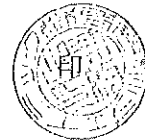
2023年8月1日

甲 (住 所) 京都府長岡京市
(氏 名) 幸田英樹

京都府長岡京市 [住所] [氏名] 幸田英樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔工藤 史明〕 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。



第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 大阪府池田市 
(氏 名) 工藤 史明 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[西鳥 英暁] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 京都府京都市 [REDACTED]
(氏 名) 西鳥 英暁 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[橋 恵太] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

兵庫県神戸市 [REDACTED]
甲 (住 所) [REDACTED]
(氏 名) 橋 恵太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[原田 裕幸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 神奈川県 [REDACTED]
(氏 名) 原田 裕幸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[小井沼昌昭] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都京都市 [REDACTED]
(氏 名) 小井沼 昌昭



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[平井邦幸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 奈良県五條市 [REDACTED]
(氏 名) 平井邦幸 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[助國 歩夢] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県さいたま市 [住所] [住所]
(氏 名) 助國 歩夢



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[熊本 亜由美] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都文京区 [REDACTED]
(氏 名) 熊本 亜由美 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔王燕琴〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都江戸川区 [REDACTED]
(氏 名) 王 燕 琴  印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰  印

確 約 書

〔五島 克基〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県野田市 [REDACTED]
(氏 名) 五島 克基



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔三井政明〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都多摩 [REDACTED]
(氏 名) 三井政明 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[紺谷 克子] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 岐阜県各務原市 [REDACTED]
(氏 名) 紺谷 克子 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 印

確 約 書

[丹野全紀] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 丹野全紀



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山本 栢 飾] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都中央区
(氏 名) 山本 栢 飾



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[佐藤大樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤大樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[橋 純 一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

兵庫県神戸市

橋 純 一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[KRISHAN] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県戸田市 [REDACTED]
(氏 名) KRISHAN 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[古賀誠一] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 福岡県福岡市 [REDACTED]
(氏 名) 古賀誠一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山田物産] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 茨城県土浦市 [REDACTED]
(氏 名) 山田物産



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤口宣子] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 静岡県沼津市 [REDACTED]
(氏 名) 澤口 宣子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[吉川 裕勝] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 吉川 裕勝 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[沖永 裕子] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県佐倉市 [REDACTED]
(氏 名) 沖永 裕子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高間浩一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 広島県広島市 [REDACTED]
(氏 名) 高間浩一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[田中義朋] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 東京都足立区 [REDACTED]
(氏 名) 田中義朋 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[岩佐純子] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

東京都葛飾区

岩佐純子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[矢島 敦] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 埼玉県川口市 [REDACTED]
(氏 名) 矢島 敦 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[中村信郎] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 中村信郎 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[人見峰史] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

2023年8月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市
(氏 名) 人見峰史



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



以上

確 約 書

[柳本 慎] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

神奈川県鎌倉市
柳本 慎



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤田 健二] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

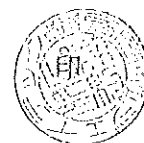
以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 澤田 健二



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[弘中 美咲] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 北海道札幌市 [REDACTED]
(氏 名) 弘中 美咲



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[富田 百穂] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2023年8月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2023年8月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2023年8月1日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 富田 百穂



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰

